

医療に係る安全管理のための指針

基本方針

1. 私たちは十分な説明をし、ご利用者皆様が納得いく医療を目指します
2. 医療の安全を図るため、医療事故防止活動を推進します
3. ヒヤリハット報告（インシデント報告）を積極的行います
4. 事故発生時は患者様の治療を最優先し全力を尽くします
5. ご利用者皆様の情報開示の求めに、積極的に応じます

1. 安全管理に関する基本的考え方

人間は誰でも「ミス」をするという前提のもとに職員の個人レベルでの安全に対する意識と組織としての安全管理を確立させ、医療事故を未然に回避させることが重要であります。患者様が安心して医療を受ける権利、人格を尊重される権利を保証すると共に医療の質の向上に務め、環境・意識の高揚をはかる必要があります。

2. 安全管理のための組織に関する基本事項

- 1) 医療事故防止活動を推進し、安全かつ適切な医療提供体制を確立するための組織とし「医療安全対策委員会」を設置してあります。
 - ① 医療安全対策委員会
医療事故に対する分析・防止策の検討、医療安全の為の提言・教育に関することを審議します。
- 2) 各部署にリスクマネージャーを置き、医療事故の分析・防止策の検討を行い、改善への提言・周知を図ります。

3. 安全管理のための従業者に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内において、医療安全に関する知識・技術習得のための研修会を開催しています。
- 2) 外部の研修会へ職員を積極的に参加させています。

4. 安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

- 1) 「医療安全マニュアル」を作成し、医療事故防止対策に活用しています。
- 2) 迅速な事故報告書の提出により、予防策及び再発防止策の検討・実施を行っています。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 1) 患者に対する最善の処置を行うことを最優先に、診療関係者や上司に連絡し、的確・迅速な対応が出来る体制を整備しています。
- 2) 家族へは速やかに連絡し、説明は誠意をもって事実経過を正確に説明しています。
- 3) 医療事故の調査を行い、原因究明や再発防止策の策定等を評価検討しています。
- 4) 必要に応じ、第三者の意見を聞くことにしています。

6. 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針

- 1) 患者との信頼関係を築くため、積極的な情報開示を行います。
- 2) 本指針は患者及び家族から閲覧の求めがあった場合は原則的にこれに応じるものとします。

7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

- 1) 患者・家族へ安全で安心できる医療サービスを提供する為に、患者様相談窓口を設置しています。
- 2) 患者・家族の種々の相談に対し、適切かつ親切に対応します。
- 3) 相談内容から問題点・課題を見つけ、医療安全並びに患者サービスの改善に生かします。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

- 1) 医療安全マニュアルの徹底と見直しを行い、患者様の利益を最優先に考えるご利用者中心の医療の実践に努めます。
- 2) 業務の標準化・統一化等に取り組み、職員・患者の参加等を通して医療安全の改善・推進を図ります。
- 3) 事故防止に対する強い意志を全職員が共有出来るよう個々に向け示します。